

令和6年12月4日

ご利用者 各位
ご家族 各位
関係者 各位

グリーンライフ東日本株式会社
代表取締役 玉井 信行

「スマイリングホームメディス高崎」に関する行政処分についてのお知らせ

本日、弊社が運営する介護付有料老人ホームの「スマイリングホームメディス高崎」について、群馬県から社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第2項において準用する同法第48条の7第2号及び第3号の規定により特定行為業務の停止3か月及び高崎市から介護保険法(平成9年法律第123号)第77条第1項第5号及び第115条の9第1項第10号により1年間の新規利用者受入停止の行政処分に関する通知を受領しましたのでお知らせします。

同施設のご利用者さま及びご家族の皆さまをはじめ、行政並びに関係者の皆さまには多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、本日の行政処分を真摯に受け止め深く反省し、全職員に対して今回の事案を含めた教育研修のこれまで以上の徹底、法令・企業倫理を遵守し安全管理の徹底に向けた取組みを更に強化し、再発防止に向けて全力で取り組む所存です。

記

群馬県

1. 処分内容について

処分内容：特定行為業務の停止3か月

処分期間：令和6年12月4日から令和7年3月3日まで

2. 行政処分の原因となる事実について

(1) 登録基準違反

(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第2項において準用する同法第48条の5第1項に定める社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26号の3第1項及び第2項違反)

① 認定特定行為業務従事者ではない介護職員による特定行為の実施

平成31年4月から令和6年3月までの間、認定特定行為業務従事者ではない介護職員5名が、180回特定行為を実施していた。

② 医師の文書による指示がない状況での認定特定行為業務従事者による特定行為の実施

③ 特定行為の実施内容等を記載した計画書及び特定行為の実施状況に関する報告書の未作成

(2) 届出義務違反

(社会福祉士及び介護福祉士法附則第 27 条第 2 項において準用する同法第 48 条の 6 第 1 項違反)

- ① 県に届出がされていない認定特定行為業務従事者による特定行為の実施
- ② 登録特定行為事業者として登録をしていない特定行為(経鼻経管栄養)の実施

高崎市

1. 処分内容について

処分内容：新規利用者受け入れ停止

処分期間：令和 6 年 12 月 9 日から令和 7 年 12 月 8 日までの間

2. 行政処分の理由について

- (1) 令和 6 年 4 月から 6 月にかけて、複数の職員が複数回にわたり、利用者 1 名に対し、利用者の乗った車いすをテーブル等で挟み、自ら動かすことができないよう行動を制限する行為を行ったこと。
- (2) 平成 31 年 4 月以降の 5 年間に、実施資格のない複数の職員が、利用者 5 名に対して胃ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養を複数回実施したこと。
- (3) 平成 31 年 4 月以降、利用者 1 名に対し、事業所として必要な介護を行わず、著しく不衛生な環境に置く等、生活環境を悪化させたこと。

以上は、介護保険法第 74 条第 6 項に規定する要介護者の人格尊重義務に違反する高齢者虐待(身体的虐待・介護放棄)と認められ、同法第 77 条第 1 項第 5 号に該当するため。

本件に関しまして、ご不明な点やご質問がございます場合は、以下のご連絡先までご連絡ください。

<連絡先>

担当：行政処分に関する窓口

customer@greenlife-inc.co.jp